

- 1 既に届け出ている案内所等について次の事項を変更しようとする場合には、変更のない部分も含めて記入し、届け出なければなりません。
- (1) 「業務を行う期間」を延長しようとする場合
 - (2) 「業務の種別」又は「業務の態様」の届出に係る業務を変更しようとする場合
 - (3) 「専任の宅地建物取引士に関する事項」について、届け出ている専任の宅地建物取引士を変更しようとする場合
- 2 既に届けたものが次に該当する場合は、変更の届出は要しません。
- (1) 「取り扱う宅地建物の内容等」欄の「所在地」以外の欄が変更になる場合
 - (2) 届出を行った宅地建物取引業者の代表者のみの変更の場合
- ※部数・郵送等の内容や留意事項については、**記入例(当初)**参照。

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

記入例(変更)

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

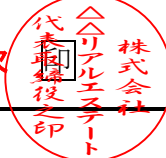
平成30年 9月13日

九州地方整備局長 殿
宮崎 県知事

商号又は名称 **株式会社△△リアルエステート**
国土交通大臣

免許証番号 (01) 第12938号
知事

代表者氏名 **代表取締役 不動産**



変更内容の説明

1 所在地	名称	宮崎第一案内所		
	所在地	宮崎県宮崎市霧島1-1-2 案内所等の所在地変更 電話番号 (0985) 28-xxxx		
2 業務の内容	業務の種別	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の態様	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
	取り扱う 宅地建物の 内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等	(商号又は名称) 株式会社□□産業 国土交通大臣 (02) 知事 第10112号	
		物件の種類等	名称	◎◎マンション宮崎旭
			所在地	宮崎県宮崎市旭1-2-2
			宅地	区画 敷地面積の合計 m ²
戸建住宅			戸 延べ面積の合計 戸数及び面積変更 m ²	
区分所有建物	(65)戸 延べ面積の合計 (5,995.2) m ² 10戸 延べ面積の合計 1,625.5 m ²			
3 業務を行う期間	平成30年10月1日 から 平成30年12月31日 まで 業務期間延長			
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏名	登録番号		
	鹿児島 県美	(鹿児島) 第xxxx号		

(注) 案内所・物件所在地の案内図及び物件の概要がわかる書類を別に添付すること。

「物件の種類等」に記入する区画数、戸数及び面積については、当初の届出に係るものを上段かつ書きで記入した上で、新たな届出を行う時点での数量を記入するものとし、引き続き案内所等を設置する場合に限り、「一回の宅地建物の分譲」に係る案内所等として取り扱って差し支えないものとする。

備 考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第15条の5の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあっては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあっては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。